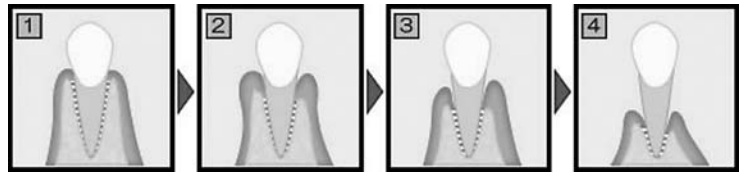


# 歯 っぴーだより

No. 1

## 【歯周病とは?】

歯の周りには、歯を支えるいろいろな組織があります。歯周病は、これらの組織に細菌が感染して起こります。また、歯の周りだけでなく全身的な病気の要因となります。例えば糖尿病が悪化すると、歯周病も悪化するという関係が見られます。



1 歯に歯垢や歯石がたまり、歯ぐきに炎症（歯肉炎）が起こる

2 歯と歯肉の境目に歯周ポケットという溝ができ、歯を支えている骨が溶け出す

3 歯肉が化膿し血や膿が出る。口臭が出てグラグラする

4 歯を支えている骨がさらに溶け、抜け落ちる

(ホームページ「歯と病気と健康」<http://www.dent8020.net/>より)

## 【歯周病に効果的なブラッシングをしましょう】



表側

裏側

前歯の裏側

奥歯のかみ合う面

毛先を軽く歯にあて、左右に細かく振動させます。1～2本ずつ磨くようにします。

(ホームページ「歯と病気と健康」<http://www.dent8020.net/>より)

## 【補助的清掃用具(糸ようじ)・歯間ブラシ】



歯周病を予防するために、原因である歯垢を徹底的に除去することが大切です。

そして、歯科医院での年1～2回の検診も、ぜひお忘れなく・・・。

(ホームページ「8020推進財団」<http://www.8020zaidan.or.jp/>より)

## 平成20年4月1日から保育料の算定基準が変わります。



所得税法の改正により、保育料の算定基準が変更になりました。

保育料は、同一世帯の所得税および町県民税で決定されますので、同一世帯の所得税支払額を下表に割り当て保育料が決定されます。所得税が0円の場合は、町民税が課税か非課税かで保育料が決定されます。

	新 制 度			旧 制 度		
	区 分	3歳未満	3歳以上	区 分	3歳未満	3歳以上
町民税	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円
	町民税非課税世帯	7,000円	5,000円	町民税非課税世帯	7,000円	5,000円
	町民税課税世帯	15,000円	12,000円	町民税課税世帯	15,000円	12,000円
所得税	所得税額が40,000円未満	22,000円	19,000円	所得税額が72,000円未満	22,000円	19,000円
	所得税額が103,000円未満	30,000円	27,000円	所得税額が180,000円未満	30,000円	27,000円
	所得税額が413,000円未満	37,000円	29,000円	所得税額が459,000円未満	37,000円	29,000円
	所得税額が413,000円以上	41,000円	30,000円	所得税額が459,000円以上	41,000円	30,000円

また、大崎町独自の子育て支援として、同一世帯から3人以上の児童が保育所または幼稚園を利用している場合は、3人目からの保育料を免除します。

新 制 度	旧 制 度
最も年齢が高い児童は100%負担	最も年齢が高い児童は100%負担
次に年齢が高い児童は50%負担	次に年齢が高い児童は50%負担
上記以外の児童は免除	上記以外の児童は10%負担

【お問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 児童係 TEL 476-1111 (内線130・134)